

議案第 4 4 号

狭山市火災予防条例の一部を改正する条例

狭山市火災予防条例（昭和 3 6 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第 2 項に見出しとして「（狭山市火災予防条例の廃止）」を付し、附則に次の見出し及び 4 項を加える。

（経過措置）

- 3 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成 2 3 年政令第 4 0 5 号。附則第 6 項において「改正政令」という。）による危険物の規制に関する政令第 1 条第 1 項の規定の改正により新たに指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるもの（以下この項から附則第 5 項までにおいて「新規対象」という。）のうち、第 3 1 条の 2 第 2 項第 9 号に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準のすべてに適合している場合に限り、適用しない。
 - （ 1 ）当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。
 - （ 2 ）当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成 2 4 年 7 月 1 日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。
- 4 新規対象のうち、第 3 1 条の 2 第 1 項第 1 6 号イに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成 2 5 年 1 2 月 3 1 日までの間は、適用しない。
- 5 新規対象のうち、第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 号から第 8 号まで、第 3 1 条の 3 の 2（第 3 号を除く。）又は第 3 1 条の 4 第 2 項（第 1 号、第 1 0 号及び第 1 1 号を除く。）に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が附則第 3 項第 2 号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成 2 5 年 6 月 3 0 日までの間は、適用しない。
- 6 改正政令による危険物の規制に関する政令第 1 条第 1 項の規定の改正により新たに指定数量の 5 分の 1 以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の 2 分の 1 以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成 2 4 年 1 2 月 3 1 日までにその旨を消防長に届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

平成24年6月5日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

危険物の規制に関する政令の改正により、危険物が追加されることに伴い、新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるものの位置、構造及び設備の技術上の基準等について経過措置の規定を設けたいので、この案を提出するものである。